

全日本マーチングコンテスト山形県大会 実施規定

第1章 総 則

第1条 (大会名称)

この大会は「全日本マーチングコンテスト山形県大会」という。

第2条 (実 施)

「全日本マーチングコンテスト山形県大会」は、山形県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年9月に実施する。

第3条 (会場・日時)

実施会場・日時などの必要事項は、山形県吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で決める。

第2章 実施区分及び参加資格

第4条 (実施部門)

実施部門は「中学生の部」「高等学校以上の部」「ビギナーの部」とする。「ビギナーの部」は「中学生の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定する部門である。

第5条 (参加資格)

各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(1) 中学生の部

- ① 単独校 同一中学校に在籍する生徒による団体。(同一経営の学園内小学生の参加は認める。)
- ② 合同バンド 部員数不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生※¹で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

(2) 高等学校以上の部

<高等学校>同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学生、中学生、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

<大学>同一大学に在籍している学生(大学院生を含む)、同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参

加は認めない。

＜職場＞

同一経営の会社・工場・事務所・官庁（それぞれのグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの許可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

＜一般＞

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第6条（指揮者）

指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第3章 演奏・演技

第7条（参加人数）

参加人員は80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない）とする。

第8条（編成）

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用は認めない。また、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

第9条（演奏時間）

演奏時間は、6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。ただし、「ビギナーの部」の出演時間は5分以内とする。

第10条（演奏曲目）

参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第11条（著作権）

著作権の存在する曲を演奏する場合は、事前に著作権者から、コンテスト終了時までの演奏の許諾を受けて演奏しなければならない。（編曲を伴う場合も同様とする）

第12条（出演内容）

参加団体は別に定めた3つの規定課題を演技しなければならない。ただし、「ビギナーの部」は3つの規定課題のうち任意の2つを行うものとする。

第13条（規定課題）

規定課題は、その年度ごとに全日本吹奏楽連盟理事会で決定し、発表する。

第14条（出演順序）

出演順序は、実行委員会において決定する。

第4章 表彰及び代表

第15条（審査員）

審査員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

- 2 審査員は原則として3名とする。
- 3 審査方法は別に定める審査内規による。

第16条（表彰）

表彰は各部門に、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。各賞の決定は別に定める審査内規による。金賞の団体にはトロフィーを授与する。

第17条（東北大会への推薦）

全日本マーチングコンテスト東北大会には、小学生バンドフェスティバル（フロア部門）とあわせて7団体を推薦する。ただし、小学生バンドフェスティバルの代表は最大4団体までとする。

- 2 県代表7団体の他にビギナーの部に参加した団体は東北大会に推薦できる。
- 3 2年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの部に参加できない。

第18条（失格等）

演奏時間を超過した場合、また、申し込み人数を超えて演奏した場合は失格とし、審査の対象としない。

- 2 演奏前に、この規定の一部に反していることが判明した団体を、出場停止とすることがある。
- 3 演奏後に、この規定の一部に反していることが判明した団体の賞を取り消すことがある。

第5章 その他

第19条（参加費用）

全日本マーチングコンテスト山形県大会の参加に要する費用は、出場団体の負担とする。

第20条（共催・後援・協賛）

全日本マーチングコンテスト山形県大会実施にあたっては、朝日新聞社が共催となる。理事会が必要と認めた場合は、共催・後援・協賛団体をもつことができる。共催・後援・協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第 21 条 (改 定)

この規定は、理事会の過半数の賛成により改正することができる。

《 付 則 》

この規定は、平成 19 年 5 月 9 日より実施する。

この規定は、平成 31 年 4 月 13 日一部規定改正。

この規定は、令和 4 年 5 月 7 日一部規定改正。

この規定は、令和 5 年 5 月 11 日一部規定改正。

この規定は、令和 6 年 4 月 13 日一部規定改正。

この規定は、令和 7 年 2 月 19 日一部規定改正。

全日本マーチングコンテスト山形県大会審査内規

第1条

この内規は、全日本小学生バンドフェスティバル山形県大会実施規定第15条に基づき、フロア部門の審査及び判定について定めるものである。

第2条

審査員は、「音楽」「動き」「全体」の3項目について、10段階で評価する。

第3条

審査評価点は、合計点とする。

第4条

審査結果の処理は、会長から委嘱された3名による判定委員会が行う。

第5条

判定委員会は、審査員の評価に基づき、金賞、銀賞、銅賞の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、概ね3分の1ずつを目安に金賞、銀賞、銅賞とする。

第6条

東北大会推薦団体の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 各部門に、評価点合計の上位団体を選出する。
- (2) 評価点合計が同点の場合は、審査員が投票する。

第7条

第5条、第6条に基づいて、大会会長が賞を決定する。

第8条

この内規は、理事会の過半数の賛成により改正することができる。